

県保健医療計画に係る事業実施状況について(周産期医療)

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
ア 医師や 助産師 等人材 の確保 と育成	① 地域における 医療及び介護 の総合的な確 保を図るため に創設された 地域医療介護 総合確保基金 を活用して、医 療従事者の確 保等地域の医 療課題の解決 に向けた取組 を推進します。	a 地域医療 支援セン ター設置 事業	○鹿児島大学病院に設置 した地域医療支援センター において、医師派遣の要 請に係る調整や医師の キャリア形成支援等の推 進を図る。 ・医師不足の現状等の把握 ・医師派遣の調整 ・地域枠医師との面談、キャ リア形成プログラムの作成 ・専門研修プログラムの冊子 作成 ・地域医療支援センターに関 する情報の発信 ・医師会、医療機関、行政等 による会議開催 等	医師・看 護人材 課	
	② 産科医の確保 については、産 科医の処遇改 善を図る医療 機関への助成 や、専門研修 を受ける医師 への奨励金支 給のほか、医 師修学資金貸 与制度の活用 や鹿児島大学 等関係機関と の連携などを 通じて、更なる 人材の確保に 努めます。	a 分娩取扱 機関に対 する分娩 手当の一 部助成	○地域でお産を支える医 師の処遇改善を図るた め、分娩を取り扱う医師・ 助産師に分娩手当等を支 払う医療機関に対して補 助を行う。	補助施設数:26施設 手当支給件数:7,001件 補助額:21,236千円 (見込)	子ども 家庭課
		b NICUを有 する医療 機関に対 する手当 の一部助 成	○過酷な勤務状況にある 新生児医療担当医の処遇 改善を図るため、NICUに 入る新生児を担当する医 師に手当を支給する医療 機関に対して補助を行う。	R5申請なし	子ども 家庭課
		c 医師修学 資金の貸 与	○将来、へき地医療機関 等に医師として勤務しよ うとする者に対し、修学に必 要な資金を貸与する。	貸与予定額 162,280千円 ・新規貸与者 20人 ・継続貸与者 84人	医師・看 護人材 課
			○将来、産科、小児科、麻 酔科の医師として、地域の 周産期医療を担う県内の 中核的な病院等に勤務し ようとする医学生に対し、 修学に必要な資金を貸与 する。	貸与予定額 3,600千円 ・新規貸与者 0人 ・継続貸与者 4人	医師・看 護人材 課
d ドクターバ ンクかごし まの運営	○本県における地域医療 の確保・充実を図るため、 県内での就業を希望する 医師の積極的な募集及び 医療機関への斡旋、女性 医師の復職支援などを行 う。	求職登録者数:22人 求人登録状況:15機関45人	医師・看 護人材 課		

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
② 産科医の確保については、産科医の処遇改善を図る医療機関への助成や、専門研修を受ける医師への奨励金支給のほか、医師修学資金貸与制度の活用や鹿児島大学等関係機関との連携などを通じて、さらなる人材の確保に努めます。	f 臨床研修医の確保	○魅力ある初期臨床研修体制の構築 ・臨床研修プログラムの作成支援・調整 ・指導医・臨床研修医の育成 ○臨床研修医の確保	令和6年度採用に係る臨床研修マッチング 91人	医師・看護人材課
	g 専門医の育成	○特定診療科(小児科・産科(産婦人科)・麻酔科・救急科及び総合診療科)に従事する1年目の専門(後期)研修医に奨励金を支給する。(産科(産婦人科)のみ最大3年間支給対象)	小児科, 産科(産婦人科), 麻酔科, 救急科, 総合診療科 計32名程度(見込)	医師・看護人材課
	a 看護職員等修学資金貸与事業	○県内の看護職員の確保が困難な施設等において、将来看護職員として就業しようとする看護師等養成施設に在学する学生、生徒に対して、修学資金を貸与する	貸与人数(見込) 64人 ・助産師 1人 ・看護師 60人 ・准看護師 3人	医師・看護人材課
③ 助産師等の確保については、養成所への運営費の補助、助産師の専門研修、新人職員や未就業者に対する各種研修を行い、県内への就業促進や資質の向上に努めます。また、特別修学資金の貸与や、地域の産科医療機関への助産師出向に対する支援により、地域偏在の解消に努めます。	b 看護職員の資質向上に対する支援(看護師等卒業教育研修等)	○保健看護業務の充実及び向上を図るため、県内において就業している保健師、助産師、看護師及び准看護師を対象とした教育研修を実施する。	保健師研修会 准看護師研修会(各1回) ※R5年度は、助産師、看護師を対象とした研修は実施しない。	医師・看護人材課
	c 産前から産後の切れ目ない支援強化事業	○産前から産後に続く切れ目ない母子支援が、円滑かつ適切に実施されるよう、専門職のスキル向上及び実務者間の連携を促進する。	・スキル向上研修会の開催(R5.11月, R6.2月頃(見込)) ・地域母子保健推進研修会の開催(各地域振興局毎に隔年開催: R5年度5か所)(見込)	子ども家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
ア 医師や 助産師 等人材 の確保 と育成	③ 助産師等の確保については、養成所への運営費の補助、新人職員や未就業者に対する各種研修を行い、県内への就業促進や資質の向上に努めます。また、特別修学資金の貸与や、地域の産科医療機関への助産師出向に対する支援により、地域偏在の解消に努めます。	d 助産師合同研修の開催	○就業していない助産師や新人助産師を対象に、最近の産科医療等の現状や安全管理等の講義演習及び実習を行い、助産師の資質向上及び職場復帰を容易にし、助産師不足解消に貢献する。	・研修期間 R5.11.8～12.16のうち5日間 ・研修申込 潜在助産師2名 新人助産師15名	医師・看護 人材課
		e 助産師活用推進事業	○助産師就業の偏在解消や実践能力の向上等を図るため、出向や就業の偏在の実態把握等の実施に対する支援を行う。	研修支援 ・研修元4施設 (鹿児島市(4)) ・研修先4施設 (鹿児島市(4))	医師・看護 人材課
	④ 産科医療体制の確保に向けた地域の取組を推進するため、相談体制の充実を図り、市町村と一体となって検討を進めるとともに、産科医や麻酔科医等の確保を行う市町村等への財政的支援を行っていきます。	a 産科医等確保支援事業の実施	○産科医療体制の確保が困難な地域において、産科医や助産師等を確保するために人件費等の補助を行う市町村に対して補助を行う。	4か所(見込) ・北薩地区(3市2町) ・南薩地区(3市) ・種子島地区(1市2町) ・瀬戸内町	子ども 家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
イ 周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実	① 安全で良質な周産期医療を提供するために、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センター等の医療機能の確保を図るとともに、地域の実情を踏まえ、これらの病院を中心に各医療機関の機能分担と連携を図り、限られた医療資源を有効に活用して、分娩リスクに応じた医療が提供できるよう努めます。	a 周産期母子医療センター支援事業の実施	○周産期医療体制の拠点である周産期母子医療センターに運営費等の補助を行う。(MFICU・NICU・GCUの運営費、母体救命強化加算、麻酔科医・臨床心理士配置加算)	鹿児島市立病院, いまきいれ総合病院, 済生会川内病院, 鹿児島大学病院に運営費等の補助	子ども家庭課
	② 総合周産期母子医療センターは、本県の周産期医療システムの中核として、地域の周産期医療関連施設と連携し、母体・胎児にリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療など総合周産期医療が提供されるよう努めます。	a 周産期医療体制推進事業の実施	○総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図るため、周産期医療協議会を開催して、保健医療計画の進捗管理や体制整備等についての検討を行う。	周産期・小児医療協議会の開催 計3回(R5.7.3, 11.6, R6.2.2)	子ども家庭課
		b 県保健医療計画・地域医療連携計画の推進	○「県保健医療計画」に基づき、各地域ごとに切れ目ない医療を適切に受けられる体制が整備され、県民が安心して効率的に医療を受けられる地域社会の形成を目指す。 ○二次保健医療圏域ごとに策定した地域医療連携計画を踏まえ、6小児科・産科医療圏域を基礎として、各地域の実情に応じて、医師会、市町村、保健所等関係機関が周産期医療の連携について検討する。	各地域において構築された医療連携体制の推進	子ども家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
イ 周産期 母子医 療セン ター等 の医 療機 能の確 保と連 携の充 実	③ 地域周産期母 子医療センター は、地域の拠 点病院として、 総合周産期母 子医療センター や地域の周産 期医療関連施 設と連携を図 り、ハイリス ク妊婦の分娩 など比較的高 度な医療が提 供されるよう 努めます。	a 【再掲】周 産期医療 体制推進 事業の実 施	周産期・小児医療協議会の 開催 計3回(R5.7.3, 11.6, R6.2.2)	子ども 家庭課
		b 【再掲】県 保健医療 計画・地 域医療連 携計画の 推進	各地域において構築された 医療連携体制の推進	子ども 家庭課
	④ 地域周産期医 療関連施設 は、総合周産 期母子医療セ ンターや地域 周産期母子医 療センターと 連携し、主に 正常な分娩へ の対応や妊婦 健康診査等 を行う地域の 第一次施設 としての機能 が確保される よう努めます。	a 周産期医 療関連施 設の連携 (ハイリス ク妊婦等 に対する 連携支援 体制の推 進)	・県産婦人科医会を通じ産 科医療機関へ市町村母子 保健担当課の連絡先一覧を 提供	子ども 家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
ウ 周産期の救急搬送体制の充実	① 出産時の急変等に対応するため、母体及び新生児の迅速な搬送体制の確保に努めます。	a 隣接県との連携強化	○県境を越えた搬送・受入を円滑に行うため、隣接県と医療資源等に関する情報の共有や相互支援体制の構築など連携体制の充実を図る。 ○特に沖縄県との連携については、鹿児島市立病院による受入調整体制を維持し、円滑な搬送体制の確保に努める。	奄美群島及び十島村からの搬送事例に関する調査の実施 沖縄県訪問による関係者への協力依頼	子ども家庭課
	② 救急車や新生児用ドクターカー、ドクターヘリ、消防・防災ヘリ等様々な搬送手段を有効に活用するため、関係機関との連携を図ります。	a 鹿児島県ドクターヘリの活用	○県本土及び甑島、熊毛地域、三島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な医療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。	R4年度受諾件数:924件 (うち周産期:26件)	保健医療福祉課
		b 奄美ドクターヘリの活用	○奄美地域及び十島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な医療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。	R4年度搬送件数:204件 (うち周産期:15件)	県立病院課
		c 沖縄県ドクターヘリの活用	○徳之島、沖永良部島、与論島の重篤患者については、奄美ドクターヘリによる搬送を基本とするが、緊急性を要する場合には、沖縄県ドクターヘリで搬送する。	R4年度出動件数:17件 (鹿児島県分) (うち周産期:1件)	保健医療福祉課
d 消防・防災ヘリの活用	○有人離島や山間部などの僻地において、救急患者が発生した場合、市町村の要請に基づき、消防・防災ヘリコプターを運航し、急患搬送を行う。	R4年度実績 搬送件数 25件 (うち周産期:4件)	消防保安課		

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
ウ 周産期の救急搬送体制の充実	② 救急車や新生児用ドクターカー、ドクターヘリ、消防・防災ヘリ等様々な搬送手段を有効に活用するため、関係機関との連携を図ります。	e 自衛隊ヘリ等の出動要請	○有人離島において、救急患者が発生し、夜間等、他に搬送手段がない場合に、市町村長の要請に基づき、知事が自衛隊ヘリ等に出動を要請し、患者の搬送を行う。	R4年度実績 搬送件数 海上自衛隊鹿屋基地：26件 （うち周産期：4件） 航空自衛隊新田原基地：5件 （うち周産期：0件） 陸上自衛隊高遊原基地：1件 （うち周産期：0件） 陸上自衛隊沖縄15旅団：39件 （うち周産期：0件） 海上保安庁：22件 （うち周産期：1件）	消防保安課
	③ 隣接県への母体及び新生児の搬送・受け入れが円滑に行われるよう、隣接県との情報共有や相互支援体制の構築など、連携の強化に努めます。	a 【再掲】隣接県との連携強化	○県境を越えた搬送・受入を円滑に行うため、隣接県と医療資源等に関する情報の共有や相互支援体制の構築など連携体制の充実を図る。 ○特に沖縄県との連携については、鹿児島市立病院による受入調整体制を維持し、円滑な搬送体制の確保に努める。	奄美群島及び十島村からの搬送事例に関する調査の実施 沖縄県訪問による関係者への協力依頼	子ども家庭課
	④ 奄美地域については、奄美ドクターヘリを活用するほか、状況に応じて、沖縄県ドクターヘリや自衛隊ヘリなどによる救急搬送が円滑に行えるよう、今後とも関係機関との連携強化に努めます。	a 【再掲】奄美ドクターヘリの活用	○奄美地域及び十島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、医師等が速やかに救急現場等に出勤して傷病者に対して必要な医療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）を運航する。	R4年度搬送件数：204件 （うち周産期：15件）	県立病院課
		b 【再掲】沖縄県ドクターヘリの活用	○徳之島、沖永良部島、与論島の重篤患者については、奄美ドクターヘリによる搬送を基本とするが、緊急性を要する場合には、沖縄県ドクターヘリで搬送する。	R4年度出動件数：17件 （鹿児島県分） （うち周産期：1件）	保健医療福祉課
		c 消防・防災ヘリの活用	○奄美地域において、救急患者が発生した場合、市町村の要請に基づき、消防・防災ヘリコプターを運航し、急患搬送を行う。	R4年度実績 搬送件数 12件 （うち周産期：3件）	消防保安課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
ウ 周産期の救急搬送体制の充実	④ 奄美地域については、奄美ドクターヘリを活用するほか、状況に応じて、沖縄県ドクターヘリや自衛隊ヘリなどによる救急搬送が円滑に行えるよう、今後とも関係機関との連携強化に努めます。	d 自衛隊ヘリ等の出動要請	○奄美地域において、救急患者が発生し、夜間等、他に搬送手段がない場合に、市町村長の要請に基づき、知事が自衛隊ヘリ等に出動を要請し、患者の搬送を行う。	R4年度実績 搬送件数 海上自衛隊鹿屋基地：4件 （うち周産期：2件） 航空自衛隊新田原基地：1件 （うち周産期：0件） 陸上自衛隊高遊原基地：0件 （うち周産期：0件） 陸上自衛隊沖縄15旅団：39件 （うち周産期：0件） 海上保安庁：12件 （うち周産期：0件）	消防保安課
	⑤ 母体救命においては、大量の輸血用血液が必要になることから、輸血用血液製剤の供給体制や搬送体制の確保に努めます。	a 輸血用血液製剤の確保	○献血により確保すべき血液の目標量、献血者数並びにその確保に向けた施策を定めることを目的に、献血推進計画を定める。	R5年度目標献血者数： 62,455人	薬務課
	⑥ 災害時においても周産期医療が適切に提供される体制の確保に向けて、災害時小児周産期リエゾンの養成・確保に引き続き取り組むとともに、その機能を十分に発揮できるための仕組みを構築します。また、平時から訓練等を通じてリエゾンと災害医療コーディネーター等との連携を図るなど、災害医療を担う様々な関係機関・支援チームとの連携体制を整備します。	a 災害時小児周産期リエゾンの養成等	○国が開催する災害時小児周産期リエゾン養成研修に医師等を派遣するとともに、派遣した医師等について鹿児島県災害時小児周産期リエゾンに委嘱する。また、リエゾンの活動範囲や活動内容の検討を行う。	・鹿児島県災害時小児周産期リエゾン 計20名 （R5委嘱予定者4名（R5養成研修受講）を含む） ・鹿児島県災害時小児周産期リエゾンの運用に係る意見交換会の開催（R5.2 予定）	子ども家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
エ NICU等 への長期入院 児に対する支援	① NICU等入院 中から、保健 所、市町村、医 療機関等が連 携して児の円 滑な在宅等へ の退院支援を 行うとともに、 在宅移行後 においても、医 療的ケア児や その家族が適 切な支援を受け られるよう、保 健・医療・障害 福祉・保育・教 育等の関係機 関の連携体制 の構築に努め ます。	a NICU等長期入院重症児に対する支援体制の充実	○NICU等を退院した医療ニーズの高い児の在宅療養を支援するためのウェブサイト作成・運営する。 ・かごしま子ども在宅療養ナビ「そよかぜ」の運用・更新	子ども家庭課
		b 小児科医との連携	○退院後も医療的ケアを必要とする児の療養・療育体制を推進するため、研修会の開催や関係医療機関等との情報交換等を行う。 ・小児在宅医療環境向上研修会の開催	子ども家庭課
		c 関係機関との連携	○医療・保健・福祉・教育・保育等の関係機関等による協議の場を設け、医療的ケア児等に関する協議や検討を行う。 ・医療的ケア児支援連絡協議会の開催	障害福祉課
		d 小児在宅医療支援体制の検討	○地域の実情に応じた連携体制の構築に向けて、二次医療圏ごとに多施設・多職種間の連携を図り、課題解決のための意見交換や研修等を行う。 県保健所における支援調整会議の開催	子ども家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
工 NICU等 への長期入院 児に対する支 援	② 地域において、 退院児やその 家族を支援す るため、在宅療 養を支える社 会資源(小児 科医、レスパ イト先、訪問看護 ステーション、 障害児通所支 援事業所、障 害児相談支援 事業所等)の 有効活用を検 討するととも に、保健所や 市町村、関係 機関の連携の もと、長期にわ たって在宅医 療を必要とする 児への訪問指 導等の取組に 努めます。	a 重症心身 障害児へ の療育の 実施(市 町村地域 生活支援 事業)	○在宅の重度心身障害児 等の家族に代わり、訪問 看護師等が看護を行う際 の経費の助成を行い、家 族の負担軽減を図る。	・市町村への補助 19名分(見込)	障害福 祉課
		b 重症心身 障害児へ の療育の 実施(障 害児通所 給付事 業)	○在宅の障がい児(重症 心身障害児等を含む)に 対し、児童発達支援、放課 後等デイサービス及び保 育所等訪問支援などによ り、日常生活における基 本的な動作の指導、知識 技能の付与、集団生活へ の適応訓練などの支援を 行う。	実施事業所 1,040事業所(R5.4.1) (うち主として重症心身障害 児を通わせる事業所 28事 業所)	障害福 祉課
		c 重症心身 障害児へ の療育の 実施(障 害児等療 育支援事 業)	○障害児等の地域にお ける生活を支えるため、身 近な地域で療育指導、相 談等が受けられる体制の 充実を図る。	11施設に委託し、在宅障 害児に対する訪問療育等 を実施	障害福 祉課
		d 小児訪問 看護の活 用	○小児訪問看護を行っ ている訪問看護ステーシ ョンについて、医療機関 等関係機関に情報提供 を行うなど、その積極 的な活用を図る。	・訪問看護ステーション に対する調査の実施及 び結果の公開 ・小児訪問看護を行 うステーション数87 か所	子ども 家庭課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
才 母子 保健医療 対策の 充実	① 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、子どもや母親の健康を確保するための母子保健医療対策や、妊婦やその家族への妊娠・出産等に関する支援の充実に努めます。	a 妊娠・出産の安全性の快適さの確保	○市町村では、母親学級・両親学級等の実施、県保健所では、母子保健関係者を対象とした研修会の開催等により、妊娠や出産等に関する情報や学習の機会を提供する。	・市町村における母親学級等の実施や県保健所による地域連携推進研修会等の開催	子ども 家庭課
		b 疾病や傷害にかかわらず適切な医療や療育が受けられる環境の整備	○長期療養児等の在宅療養について、医療機関、市町村、県保健所、訪問看護ステーション等が連携し、療養・療育環境の整備や在宅看護の提供など、一体的な保健・医療・福祉サービスの充実に図る。	・県保健所における支援調整会議の開催及び訪問指導の実施	
	② 市町村や医療機関と一体となって、早期の妊娠届出や妊婦健診、妊婦歯科検診の受診について周知啓発に努めます。	a 【再掲】妊娠・出産の安全性の快適さの確保	○市町村では、母親学級・両親学級等の実施、県保健所では、母子保健関係者を対象とした研修会の開催等により、妊娠や出産等に関する情報や学習の機会を提供する。	・市町村における母親学級等の実施や県保健所による地域連携推進研修会等の開催	
		a 妊産婦に対する相談支援の充実	○連絡会等により、医療機関・市町村・保健所等が連携し、ハイリスク妊産婦に関する情報を共有するとともに、妊産婦の健康管理についての支援体制を充実させる。	県保健所における支援調整会議の開催及び訪問指導の実施	
	③ 育児不安や産後うつなどの妊産婦の心の健康問題やハイリスク妊産婦については、その健やかな母性を育み守るため、医療機関や行政、精神保健福祉センターなどの関係機関が一体となって、支援体制の充実に努めます。と なって、支援体制の充実に努めます。	a 妊産婦に対する相談支援の充実	○産前から産後に続く切れ目ない母子支援が、円滑かつ適切に実施されるよう、専門職のスキル向上及び実務者間の連携を促進する。	・スキル向上研修会の開催(R5.11月、R6.2月頃(見込)) ・地域連携推進研修会の開催(各地域振興局毎に隔年開催：R5年度5か所(見込))	
			○「女性健康支援センター」を設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、妊娠、出産、更年期についての悩み等、女性の健康に関する情報提供や相談指導を行う。	・相談窓口の設置 一般相談窓口：県保健所 専門相談窓口：県助産師会へ委託	

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課	
オ 母子保健医療 対策の 充実	③ 育児不安や産後うつなどの妊産婦の心の健康問題やハイリスク妊産婦については、その健やかな母性を育み守るため、医療機関や行政、精神保健福祉センターなどの関係機関が一体となって、支援体制の充実に努めます。	a 妊産婦に対する相談支援の充実	○予期しない妊娠等で孤立感や不安を抱えた妊婦等が身近に相談できるようオンライン相談窓口「かごふれホットライン」を設置。	・LINEを活用した相談窓口の設置(R3年9月～) ・友だち登録者数・・・3,718人(R5.3月末時点) ・応答数・・・7,730件(R5.3月末時点)	子ども 家庭課
			○産婦健診でレベル2以上と判定された産婦について、市町村等関係機関の連携した支援を推進するため、情報提供を行う。	・市町村に対し、産婦への対応が可能な精神科医療機関一覧について提供 ・産科医療機関の研修会において、ハイリスク妊産婦情報提供書の活用徹底について依頼	
	③ 育児不安や産後うつなどの妊産婦の心の健康問題やハイリスク妊産婦については、その健やかな母性を育み守るため、医療機関や行政、精神保健福祉センターなどの関係機関が一体となって、支援体制の充実に努めます。	b 産後ケアの取組の推進	○妊娠・出産包括支援事業(国庫補助事業)における産後ケア事業の実施(市町村)を促進する。	・産後ケア事業実施市町村43市町村(実施予定含む) ・産後ケア事業実施施設に対し、市町村母子保健担当課の連絡先一覧を提供。	
	④ 低出生体重児に関する現状把握や原因分析を引き続き行うとともに、低出生体重児の低減に向けた対策に努めます。また、関係機関が連携し、低出生体重児の支援の充実に努めます。	a 低出生体重児低減のための取組の推進	○妊娠11週以内での妊娠の届出及び定期的な妊婦健康診査受診を推進するとともに、妊娠中の喫煙や食生活と体重管理の問題など改善可能な要因について、市町村と連携し、予防対策を実施する。	・ホームページでの啓発 ・保健所における母子保健体制連絡会や思春期保健連絡会等の開催	
			○市町村や医療機関等と連携しハイリスク妊産婦への保健指導を実施する。	・地域におけるケース検討会の実施 ・保健所による連絡会の開催	

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
才 母子保 健医療 対策の 充実	⑤ 常駐の産科医 がない離島 地域について は、妊婦健診 や出産に係る 経費の一部を 助成するなど、 妊婦の経済的 負担の軽減に 努めます。	a 離島にお ける出産 経費の助 成	○常駐の産科医がない 離島地域の妊婦に、妊婦 健診や出産時に要する交 通・宿泊費用等の助成を 行う市町村に対して、費用 の一部を補助する。 ・補助事業実施市町村(R4 年度) 7市町村 妊婦健診 215件 出産待機 65件	子ども 家庭課

○ 周産期医療に関する目標

目標項目	現状値(目標策定時)	現状値	目標値(達成時期)
周産期死亡率 (出産千人対)	2.9(令和2年)	2.5(令和4年)	3.0以下(令和5年度)
新生児死亡率 (出生千人対)	0.6(令和2年)	0.7(令和4年)	0.8以下(令和5年度)

県保健医療計画に係る事業実施状況について(小児・小児救急医療)

施策の方向性	事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
ア 小児医療の提供体制の充実・強化	<p>○二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏を対象に小児救急医療拠点病院を整備する。</p>	<p>小児救急拠点病院(対象医療圏:鹿児島, 南薩)である鹿児島市立病院の運営費補助</p>	<p>子ども家庭課</p>
	<p>○将来、へき地医療機関等に医師として勤務しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。</p>	<p>貸与予定額 162,280千円 ・新規貸与者 20人 ・継続貸与者 84人</p>	<p>医師・看護人材課</p>
	<p>○将来、産科、小児科、麻酔科の医師として、地域の周産期医療を担う県内の中核的な病院等に勤務しようとする医学生に対し、修学に必要な資金を貸与する。</p>	<p>貸与予定額 3,600千円 ・新規貸与者 0人 ・継続貸与者 4人</p>	<p>医師・看護人材課</p>
	<p>○特定診療科(小児科・産科(産婦人科)・麻酔科・救急科及び総合診療科)に従事する1年目の専門(後期)研修医に奨励金を支給する。(産科(産婦人科)のみ最大3年間支給対象)</p>	<p>小児科, 産科(産婦人科), 麻酔科, 救急科, 総合診療科 計32名程度(見込)</p>	<p>医師・看護人材課</p>
<p>②医療連携体制の充実・強化のため、初期救急医療について、現行の在宅当番医制や夜間急病センターにおいて対応できる体制の確立や、第二次救急医療機関への紹介体制の充実などを図ります。</p> <p>③第二次救急医療体制については、現行の小児救急医療提供体制の維持及び小児専門医の確保に努め、充実・強化を図ります。また、小児救急医療拠点病院の機能強化を促進します。</p>	<p>○二次医療圏単位での小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏を対象に小児救急医療拠点病院を整備する。</p>	<p>小児救急拠点病院(対象医療圏:鹿児島, 南薩)である鹿児島市立病院の運営費補助</p>	<p>子ども家庭課</p>

	施策の方向性	事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
ア 小児医療の提供体制の充実・強化	④第三次救急医療体制については、引き続き、鹿児島大学病院や鹿児島市立病院(救命救急センターや総合周産期母子医療センター)を中心に医療を提供することとし、診療機能の充実・強化に努めます。	○周産期医療体制の拠点である周産期母子医療センターに運営費等の補助を行う。(MFICU・NICU・GCUの運営費、母体救命強化加算、麻酔科医・臨床心理士配置加算)	鹿児島市立病院, いまきいれ総合病院, 済生会川内病院, 鹿児島大学病院に運営費等の補助	子ども家庭課
	⑤「小児救急電話相談事業」については、県民への周知、定着を図り、積極的な活用を推進し、小児患者を持つ保護者等の不安を軽減するとともに、医師の負担軽減や夜間急患の混雑緩和を促進します。	○小児患者をもつ保護者等からの夜間の電話相談(病気, けが, 応急処置等)に対し、看護師等が症状に応じた適切な助言を行う。	不要不急の医療機関受診を抑制した件数 R4:8,160件	子ども家庭課
	⑥市町村・医師会など関係団体等による、各種啓発等を通して、適切な受診が促進されるよう取り組みます。	○各種媒体を通じて、適正受診の啓発を行う。	ポスター・パンフレットの配布 広報誌等への記事掲載	子ども家庭課
	⑦呼吸器系の疾患の受療が多いことから、冬場のインフルエンザなど、感染症の予防対策を推進することにより、夜間・休日における患者の集中の緩和に努めます。	○感染症予防指導の普及啓発を図るため、広報を実施する。	・インフルエンザ予防啓発ポスターを発行し、学校や公共交通機関等に配布 ・県の週報における予防についての啓発 ・発生状況に応じた記者発表の実施(注意報発令時等)	健康増進課
	⑧疾病予防のための予防接種の意義・効果について各種の研修会やポスター掲示等により広く県民に啓発します。 また、引き続き「鹿児島県感染症情報」を発行し、市町村や医療機関、ホームページ等を通じて、県民への周知・啓発を図ります。	○定期・臨時予防接種に対する指導調査等を行う。	令和5年8月1日～8月8日までを「鹿児島県子ども予防接種週間」とし、種々の予防接種の相談に応じるとともに、接種勧奨の強化と普及啓発を実施	健康増進課
		○「鹿児島県感染症情報」を発行する。	週報・月報・年報を発行、ホームページ等を通じた情報発信	健康増進課
⑨小児の事故防止については、各種の研修会や市町村・医師会など関係団体等による広報・啓発を促進します。	○小児の事故防止に関する情報を随時市町村や関係機関へ周知し、住民への普及啓発を図る。	市町村に対する、子どもの事故防止週間や個別事故事例等についての周知	子ども家庭課	

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
イ 救急搬送体制の充実・強化	①重篤患者等の搬送については、新生児ドクターカーやドクターヘリ、消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等により救急搬送を実施しているところであり、引き続き、関係機関との連携のもと、搬送体制の確保に努めます。	○県本土及び甑島、熊毛地域、三島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な医療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。	鹿児島県ドクターヘリ R4年度受諾件数:924件 (うち小児:39件)	保健医療福祉課
		○徳之島、沖永良部島、与論島の重篤患者については、奄美ドクターヘリによる搬送を基本とするが、緊急性を要する場合などは、沖縄県ドクターヘリで搬送する。	沖縄県ドクターヘリ R4年度出動件数:17件 (鹿児島県分) (うち小児:1件)	保健医療福祉課
		○奄美地域及び十島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な医療を行うとともに、医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。	R4年度搬送件数:204件 (うち小児:12件)	県立病院課
		○有人離島や山間部などの僻地において、救急患者が発生した場合、市町村の要請に基づき、消防・防災ヘリコプターを運航し、急患搬送を行う。 ○有人離島において、救急患者が発生し、夜間等、他に搬送手段がない場合に、市町村長の要請に基づき、知事が自衛隊ヘリ等に出動を要請し、患者の搬送を行う。	R4年度実績搬送件数 消防・防災ヘリ:25件 (うち小児:4件) 海上自衛隊鹿屋基地:26件 (うち小児:0件) 航空自衛隊新田原基地:5件 (うち小児:0件) 陸上自衛隊高遊原基地:1件 (うち小児:0件) 陸上自衛隊沖繩15旅団:39件 (うち小児:2件)	消防保安課

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
イ	救急搬送体制の充実・強化	○県境を越えた搬送・受入を円滑に行うため、隣接県と医療資源等に関する情報の共有や相互支援体制の構築など連携体制の充実を図る。	奄美群島及び十島村からの搬送事例に関する調査の実施 沖縄県訪問による関係者への協力依頼	子ども家庭課
ウ	長期療養児等への支援の充実	①医療的ケアが必要な障害児等が、生活の場で必要な医療や療育等の支援を受けられる環境づくりを推進するため、関係者間による協議・意見交換を行うとともに、小児訪問看護の取組促進を図ります。	医療的ケア児支援連絡協議会の開催	障害福祉課
		○在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族における在宅医療環境の更なる向上を図るため、医療関係者向けの実務研修会を実施する。	小児在宅医療推進研修会の開催	子ども家庭課
		②NICU等入院中から、保健所、市町村、医療機関等が連携し、円滑な在宅移行に向けて退院支援を行うとともに、在宅移行後においても、児やその家族が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携体制の構築に努めます。	医療的ケア児支援連絡協議会の開催	障害福祉課
		○低出生体重児の保護者に寄り添った支援を充実させるため、低出生体重児等の成長や発達を記録し、保護者の心理的不安に寄り添った情報提供を行う「かごしまトルベビーハンドブック」を配布する。	・「かごしまトルベビーハンドブック」の配布 (作成部数:3,000部) ※配布場所 ・NICUのある医療機関 ・市町村母子保健担当窓口	子ども家庭課
③小児がん等の小児慢性特定疾病児とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう、医療費の助成により経済的負担の軽減を行うほか、療養上の困り事や、就学・就労等自立に向けた相談支援体制の確保に努めます。	○治療が長期間にわたる小児慢性特定疾病児とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう、医療費の助成により、経済的負担の軽減を行う。	・給付人員(見込)・・・ 1,700人 ・給付金額(見込)・・・ 378,259,884円	子ども家庭課	

施策の方向性		事業内容	実績等(R5年度見込)	担当課
ウ 長期療養児等への支援の充実	③小児がん等の小児慢性特定疾病児とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるよう、医療費の助成により経済的負担の軽減を行うほか、療養上の困り事や、就学・就労等自立に向けた相談支援体制の確保に努めます。	○小児慢性特定疾病児童の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談対応や情報提供、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	・相談支援(個別相談・支援調整会議・交流会・研修会等) ・小児慢性特定疾病児童等自立支援員の設置(5医療機関) ・小児慢性特定疾病児童等地域支援協議会の開催(R6.2月頃)(見込)	子ども家庭課
	④発達障害児等については、市町村の乳幼児健診等で早期に気づき、早期療育が受けられる体制整備を進めるとともに、医療面からの支援が必要な発達障害児等に対しては、こども総合療育センターと地域の小児科医等の役割分担と連携により、適切なアセスメントと診断・支援が行われるように努めます。	○市町村等から収集した乳幼児健康診査等の母子保健関係の情報を分析し、地域課題の解決に向けて、保健所と管内市町村、また地域の関係機関で情報共有や意見交換を行う。	・母子保健体制連絡会	子ども家庭課
		○連絡会等により、医療機関・市町村・保健所等が連携し、ハイリスク母子に関する情報を共有するとともに、母子の健康管理等についての支援体制を充実させる。	・支援調整会議各保健所毎に例年開催：R5年度13か所)(見込)	子ども家庭課
		○明らかな異常ではないが、発育や精神・運動等の発達に問題のある乳幼児等に対し、必要に応じて療育施設及び療育ケアの紹介を行う等、乳幼児の健全な発達を促進する。	・乳幼児発育発達クリニック(離島4保健所)	子ども家庭課

○ 小児医療に関する目標

目標項目	現状値(目標策定時)	現状値	目標値(達成時期)
乳児死亡率 (出生千人対)	2.1(令和2年)	2.5(令和4年)	1.9以下(令和5年度)
小児死亡率 (出生千人対)	19.5(令和2年)	22.6(令和4年)	20.5以下(令和5年度)